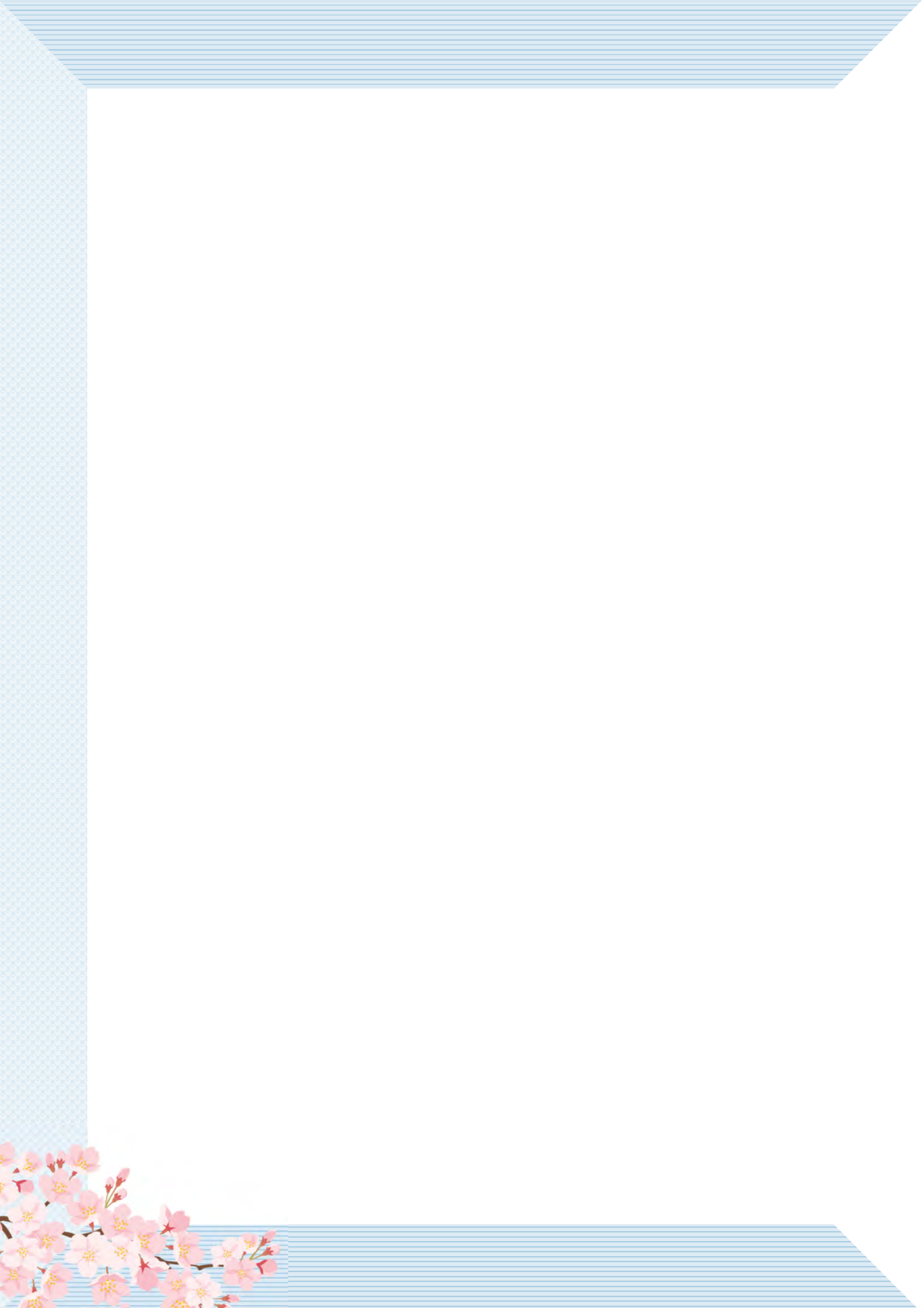


桜川市第3次総合計画

基本構想案

目次

第1編 序論.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 社会の潮流.....	3
第3章 桜川市の現状.....	6
第2編 基本構想.....	16
第1章 まちづくりの目標.....	16
第2章 人口と土地利用の見通し.....	18



第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨

桜川市（以下「本市」という。）は、我が国最古の花見の地として、千三百年にわたり歴史と文化を刻んできました。しかしながら、産業構造や生活様式の変化、さらには高齢化や人口減少により、昭和40年代以降、里山の機能と山桜の景観が失われつつありました。これを受けて、本市では市民と協働で山桜の保全に取り組むとともに、「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」を平成31（2019）年に策定し、豊かな桜文化の継承を図っています。

社会情勢が急速に変化する中で、山桜のみならず、人口減少対策・環境問題・産業振興・土地利用といった様々な分野において、持続可能性を高めるための取組が求められています。

人口減少対策においては、東京一極集中が進む中で令和2（2020）年度に「第2期桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方への人と経済の流れの創出に取り組んできました。しかしながら、特に若い世代における人口流出には歯止めがかかっておらず、このままの傾向が続くと2050年には総人口2万人を下回る非常に厳しい推計がなされています。人口減少を緩やかにし、地域の活力を維持するために、住みやすい・住みたいと思われる環境の整備や、ライフステージを通した一人ひとりに寄り添う支援の充実により、選ばれるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、人々の暮らしや価値観、経済情勢が変化する中で、右肩上がりの経済成長が続いた時代が終わり、地域経済の活性化に向けたこれまで以上の取組と、一人ひとり異なる幸せの質を高めることの両立が求められる社会へと変化しています。まちづくりにおいても、一様に規制や支援を行政が主導して進める在り方から、多様な主体による協働の仕組みをつくることで、一人ひとりの想いやニーズに応えたり、新たな活力を生み出したりする在り方へと、変化が求められています。

こうした背景を踏まえ、桜川市の魅力を磨きながら地域経済の活性化を図り、持続可能性を高めるとともに、一人ひとりの幸せに向き合い生きがいを感じながら暮らせる社会づくりを目指し、市の各種事業を位置付ける全ての個別計画の最上位計画として、今後10年間におけるまちづくり全体の方向性を示す「桜川市第3次総合計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

◇計画の構成と期間

目指すまちの将来像を定める「基本構想」の期間は、2027（令和9）年度から2036年度までの10年間とします。

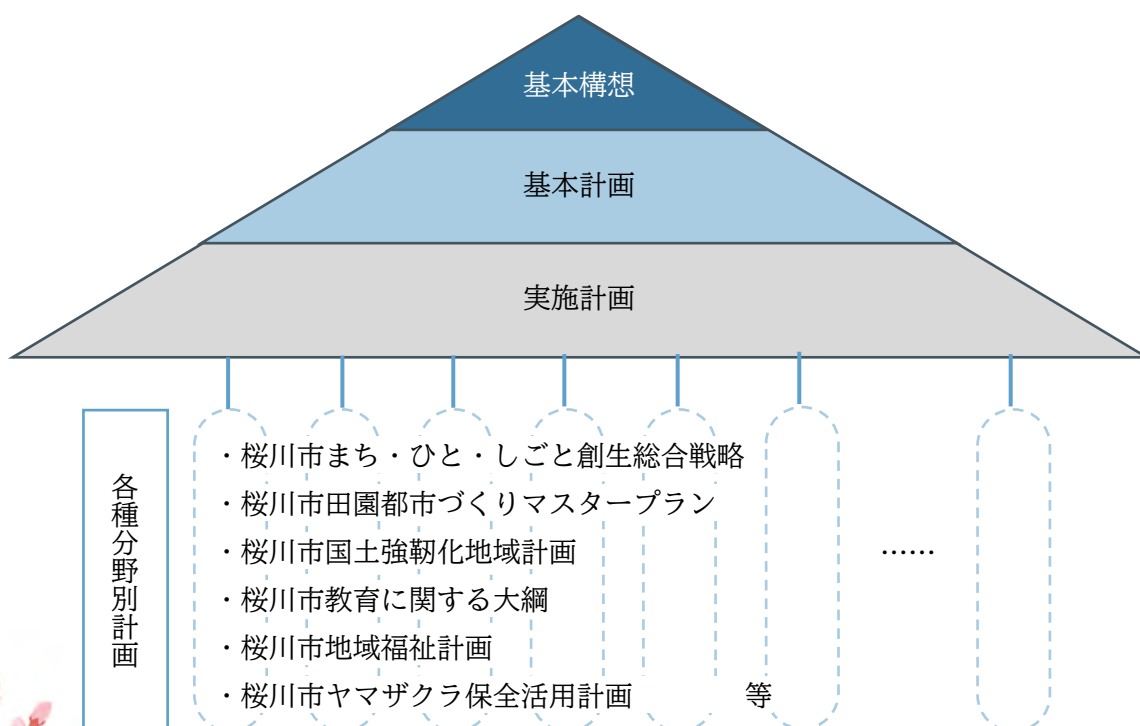
将来像を達成するための手段となる施策を掲げる「前期基本計画」の期間は、2027（令和9）年度から2031年度までの5か年とします。基本計画は、基本構想の中間年度において社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行い、2032年度から2036年度までを計画期間とする後期基本計画を策定します。

基本計画に掲げられる事業を実施していくための実施計画については、毎年度評価・見直しを行っていきます。

年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
基本構想	第3次総合計画 基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	毎年度評価・見直し									

◇計画の位置付け

本計画は、桜川市における最上位計画として策定し、桜川市のまちづくり全体や、分野別計画の策定における方向性を示すものです。



第2章 社会の潮流

総合計画の策定に関連する、国内外の社会潮流の要点を整理します。

1. 人口減少、少子高齢化と東京一極集中の進展

わが国の総人口は平成20（2008）年をピークに減少に転じ、平成23（2011）年以降は一貫して減少傾向にあります。2030年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されており、合計特殊出生率も人口置換水準を大きく下回る深刻な状況が続いています。地域別にみると、東京都以外のほとんどの地域で人口減少が見込まれる一方、東京圏への一極集中は一層進行すると予想されており、地方からの人材流出が地域産業の担い手不足や活力低下を招く大きな要因となっています。

こうした現実と正面から向き合うため、国は「強い経済」と「豊かな生活（ウェルビーイング）」の両立を目指す「地方創生2.0」を始動し、若者や女性に選ばれる地域づくりを推進しています。また、令和7（2025）年には、経済を重視した地方創生を進め、地方の伸び代を活かすための司令塔として「地域未来戦略本部」が設置され、地域ごとの産業クラスター形成や地場産業の付加価値向上、販路開拓を推進する体制づくりが進められています。

人口減少を前提として社会の在り方を再構築し、自立的で持続可能な地方経済を創出することが、わが国全体の喫緊の課題となっています。

2. ICT、AI技術の発展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展により、あらゆるものがインターネットでつながる社会が到来しています。現在普及している第5世代移動通信システム（5G）から、さらに大容量・低遅延な「6G」への移行も見据えた基盤整備が進められており、デジタル技術は単なる効率化の手段を超え、社会そのものを変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速させています。特に生成AIの活用は、労働生産性の向上や新たな付加価値の創出に多大な効果をもたらすことが期待されており、深刻な人手不足に直面する地域課題を解決する大きなエンジンとなりつつあります。教育現場においても、1人1台端末の活用などを通じた「個別最適な学び」の実現に向けた取組が浸透しています。

これからの社会では、こうした技術革新を産業振興や生活利便性の向上に戦略的に取り入れ、誰ひとり取り残さないデジタル社会を構築するとともに、行政サービスの高度化と市民一人ひとりのウェルビーイング実感の向上を両立させていくことが求められています。

3. グローバル化の進展と多文化共生

国境を越えた人・物・情報の移動が加速し、あらゆる分野で国際的な相互作用が強まるグローバル化が進展しています。一方で、ロシアによるウクライナ侵略やイランにおける通貨危機をはじめとした国際情勢の不安定化は、エネルギーや原材料価格の押し上げを招き、国民の消費生活や物価に深刻な影響を及ぼしています。国際的な分業体制やサプライチェーンが深化する中で、地政学リスクに伴う不透明感への懸念は高まっており、地方の産業や経済も世界の情勢と密接に連動するようになっていきます。

また、地域産業を支える現場においては、労働力に占める外国人材の割合が大きくなりつつあります。こうした中、価値観・文化の違いやコミュニケーションの難しさから生じる地域の諸課題への対応と、在住外国人が地域の一員として安心して生活するための支援の両面に取り組むことが求められています。

さらに、性別や性自認、国籍、価値観等において多様な背景を持つ人々が、互いの人格を尊重し合う共生社会の実現に向けた意識変革や仕組みづくりが全国的に取り組まれています。多様な文化や価値観を認め合い、互いの個性を地域の活力へとつなげていく「多文化共生」の視点を持つまちづくりが、持続可能な発展のために不可欠な時代となっています。

こうした状況の中、本市における状況や地域課題を踏まえながら、適切な対応を図っていくことが求められています。

4. 環境問題の深刻化と持続可能性確保への要請

地球温暖化に起因する自然災害の激甚化や生態系の破壊など、地球環境の変化は人類の存続を脅かす深刻な事態となっています。これに対し、国際社会では2050年までのカーボンニュートラル実現が合意され、わが国においても再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、循環型社会の形成が強く求められています。

近年では、環境課題への対応を制約ではなく「成長の機会」と捉えるグリーントランスフォーメーション（GX）の考え方が浸透し、企業の持続可能な経営や新たな産業集積を目指す動きが活発化しています。また、自然資本の価値を回復させる「ネイチャーポジティブ」に対する関心も高まっており、地域の豊かな自然環境を次世代へ継承することが、地域の価値向上に直結する時代となっています。

5. こどもまんなか社会実現に向けた要請

わが国では少子化が想定を上回るスピードで進行しており、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができる社会の実現は最優先の国家課題となっています。

こうした中、令和5（2023）年に「こども基本法」が施行され、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が本格化しています。これからのまちづくりには、妊娠・出産から子育て、教育までの一貫した切れ目ない支援体制に加え、こども自身が権利の主体として意見を表明し、社会に参画できる機会の確保が求められています。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化に伴い、保育の質の向上や放課後の居場所づくり、複合的課題への対応など、多様なニーズに応える包摂的な支援が不可欠です。地域全体でこどもを育む機運を醸成し、こどもの幸せ（ウェルビーイング）を社会の中心に据えることで、次代を担うすべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる環境を整えていくことが求められています

6. 北関東、茨城県における広域インフラ整備の進展

茨城県及び北関東圏域においては、近年、平成29（2017）年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の東北道－常磐道間の連絡が完成したとともに、各インターチェンジ等からのアクセス道路の整備が進み、首都圏－北関東圏や北関東圏相互における連携が飛躍的に強化されています。こうした広域的な交通ネットワークの整備は、物流の効率化や企業の新たな立地需要の高まりに直結しているとともに、広域観光の振興や移住・定住の促進にも大きな可能性をもたらしています。

国においては、都道府県域や市町村域を超えて多様な主体が連携する「広域リージョン連携」や、拠点を結びつける「シームレスな拠点連結型国土」の実現を目指しており、インフラの共同管理や防災力の強化に向けた取組が加速しています。一方で、圏域内においては産業用地の開発やインターチェンジを活かした基盤整備が各地で進んでおり、首都圏近郊という立地を活かしつつ、独自の付加価値を見出すための新たな地域間競争が生まれています。

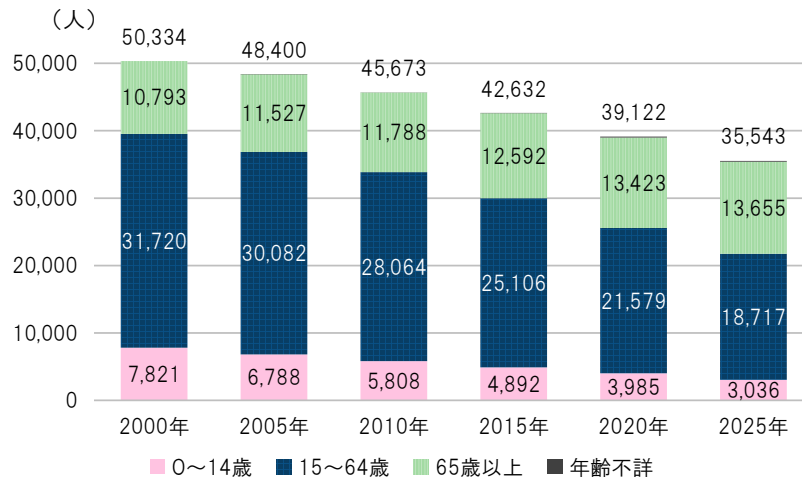
今後は、近隣自治体や関係機関との広域的な連携を深め、既存インフラを最大限に活用することが不可欠です。あわせて、大規模災害に強い強靱な都市基盤を構築し、人やモノの円滑な交流を促す持続可能な環境を整えることが、地域の将来の活力を維持していく鍵となっています。

第3章 桜川市の現状

1. 統計でみる桜川市

(1) 人口の推移

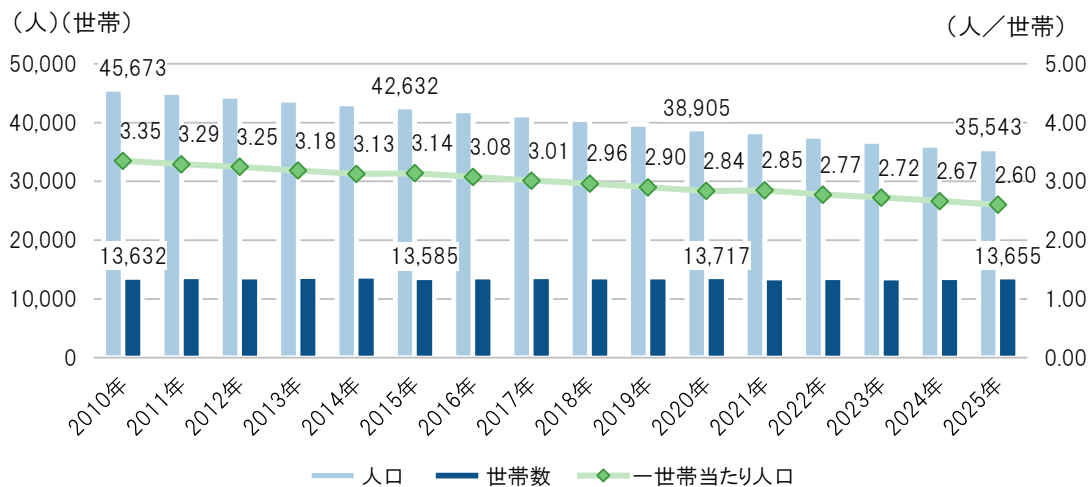
本市の総人口は平成12(2000)年以降、減少が続いており、令和7(2025)年時点で35,543人となっています。



資料：国勢調査（2000年～2020年）、常住人口調査（2025年）。いずれも各年10月時点

(2) 世帯の状況の変化

本市の世帯数は、直近の20年間は概ね横ばいで推移しています。1世帯当たり人口は、平成22(2010)年の3.35人/世帯から、令和7(2025)年には2.60人/世帯まで小さくなっています。



資料：常住人口調査。いずれも各年10月時点

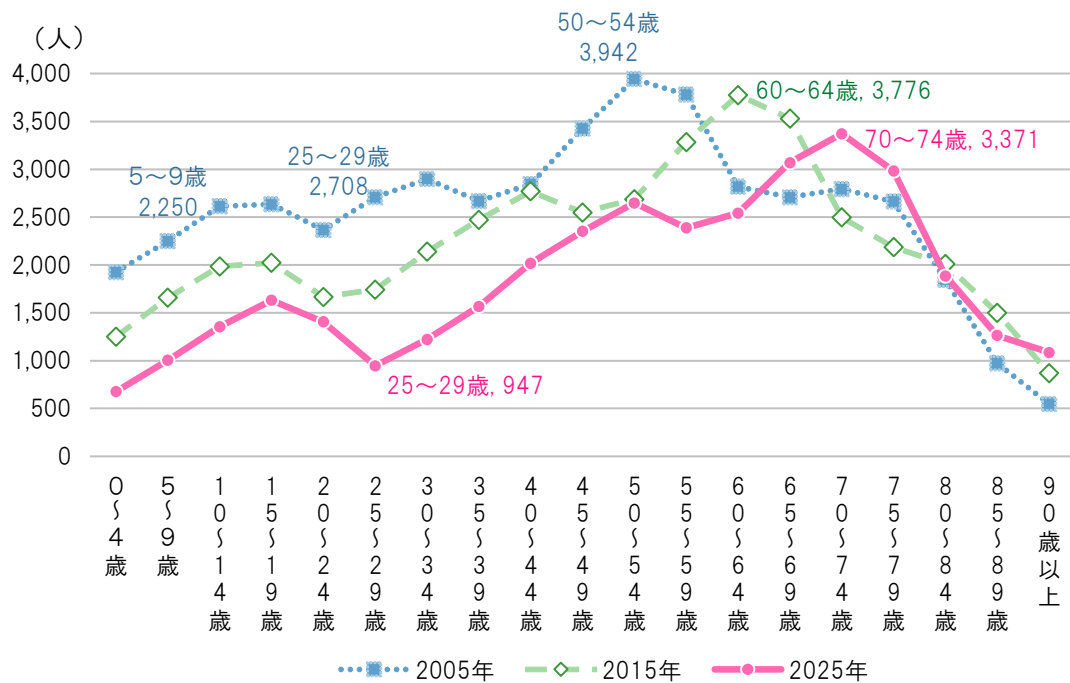
(3) 人口構成の変化

本市の人口構成を5歳階級で見ると、令和7（2025）年時点においては、いわゆる団塊の世代の直後となる70～74歳が3,371人で最多となっています。推移をみると、この団塊世代直後の人口が平成17（2005）年以降、一貫して最も多い区分となっています。

一方で、若者世代については人口減少が顕著に見られます。

令和7（2025）年時点における25～29歳の人口は947人となっていますが、これは、平成17（2005）年における25～29歳人口の約3分の1となっています。

また、平成17（2005）年における5～9歳（令和7（2025）年に25～29歳になる世代）の人口と比較しても、約58%低い水準となっており、若者の流出が危機的な状況だといえます。



平成17（2005）年における5～9歳と、令和7（2025）年時点における25～29歳の人口を、30キロ圏内の県内周辺市町と比較すると、本市は城里町に次いで低い比率になっています。

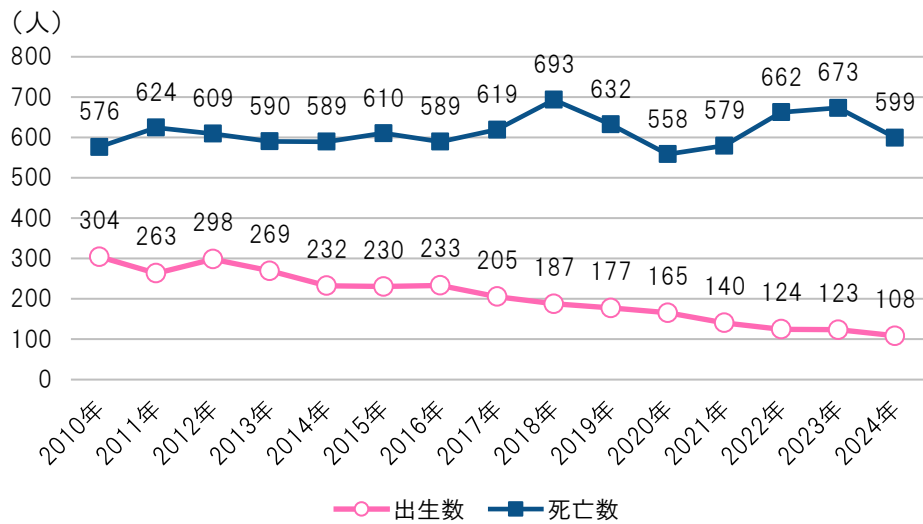
市町	つくば	土浦	八千代	結城	下妻	小美玉	筑西	茨城町	石岡	笠間	桜川	城里
2005年の5～9歳	10,202	6,881	1,158	2,332	2,359	2,627	5,491	1,495	3,802	3,787	2,250	1,061
2025年の25～29歳	17,178	7,917	1,058	1,977	1,853	2,041	3,943	995	2,465	2,430	947	410
比率	+68%	+15%	▲9%	▲15%	▲21%	▲22%	▲28%	▲33%	▲35%	▲36%	▲58%	▲61%

資料：国勢調査（2005年・2015年）、常住人口調査（2025年）。いずれも各年10月時点

(4) 出生・死亡の状況

本市の出生数は、平成 22 (2010) 年頃には 300 人前後であったところ、減少傾向が続き、平成 17 (2015) 年頃には 200 人前後となり、直近は 100 人前後まで落ち込んでいます。

一方、死亡数については、600 人前後が続いています。これにより、自然動態（出生数－死亡数）はマイナスが続いており、その幅は 500 人程度まで拡大しています。



一生に1人の女性が出産する人数を示す合計特殊出生率(平成 30(2018)年～令和 4 (2022)年)は 1.10 となっており、30 キロ圏内の県内周辺市町の中で最も低くなっています。

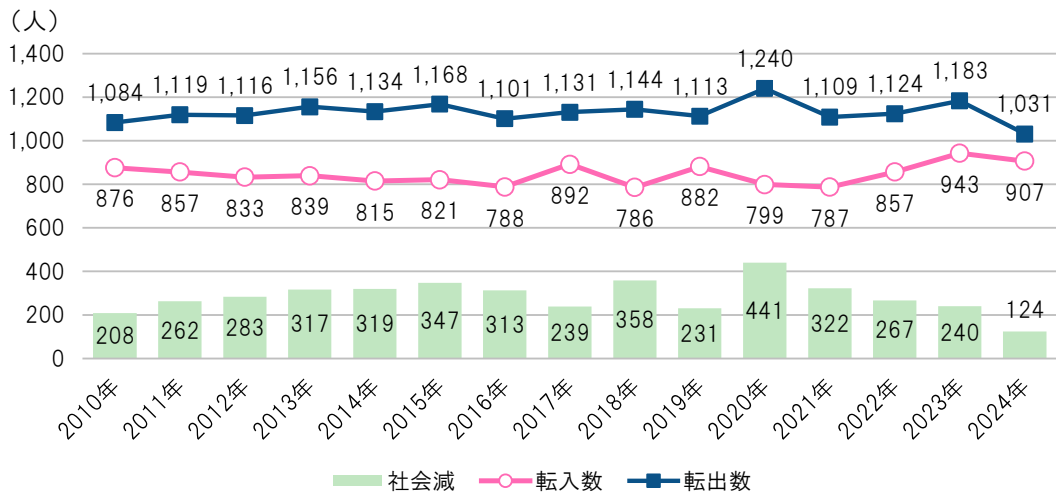
市町	つくば	小美玉	八千代	筑西	下妻	石岡	笠間	土浦	茨城町	結城	城里	桜川
合計特殊出生率	1.49	1.40	1.36	1.35	1.33	1.30	1.29	1.28	1.27	1.24	1.12	1.10

資料：常住人口調査（出生数・死亡数）、人口動態統計特殊報告（合計特殊出生率）

(5) 転出入の状況

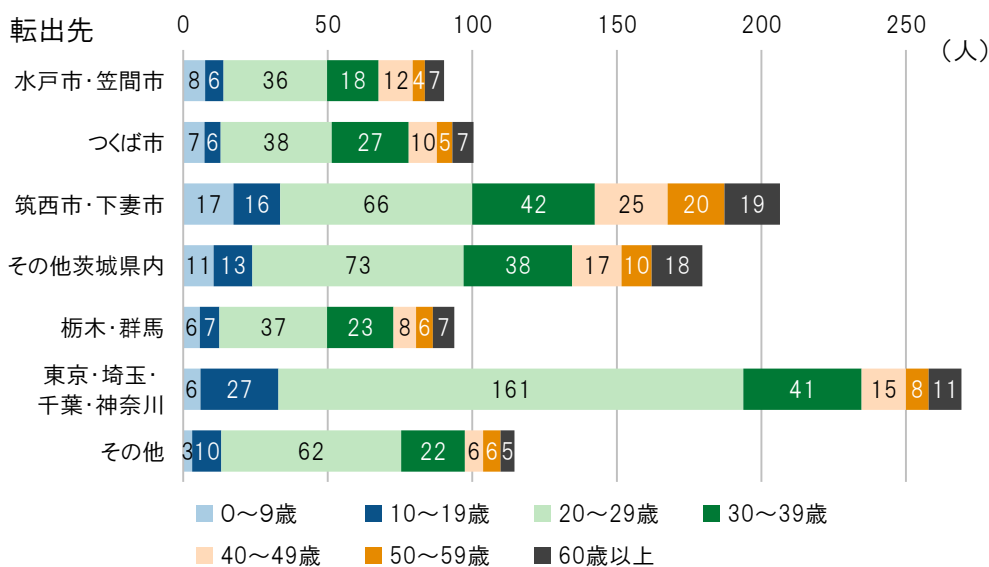
本市は平成 22 (2010) 年以降、毎年、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。

特に、令和 2 (2020) 年には、近年最大の社会減 (441 人) を記録しています。一方、これ以降は令和 5 (2023) 年にかけて転入数が増加したとともに、令和 6 (2024) 年には転出数が減少しており、5 年連続で社会減の幅が小さくなっています。



転出先自治体別の転出数 (令和 2 (2020) 年～令和 6 (2024) 年の 5 か年平均) についてみると、<東京・埼玉・千葉・神奈川> の一都三県への転出が 250 人以上と、転出の約 4 分の 1 を占めています。

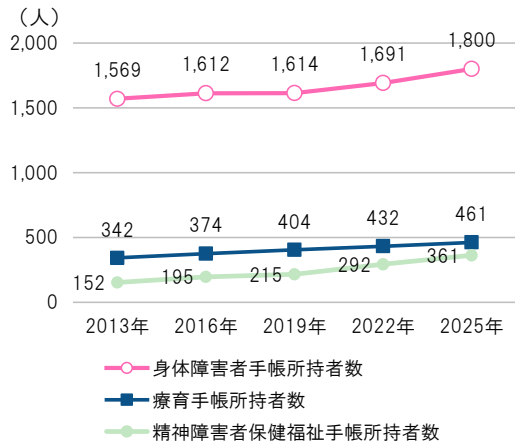
年代別にみると、0～9 歳と 30～39 歳では<筑西市・下妻市>への転出が、10～19 歳と 20～29 歳では<東京・埼玉・千葉・神奈川>への転出が最多となっています。



資料：常住人口調査 (社会減・転入数・転出数)、住民基本台帳人口移動報告 (転出先別転出数)

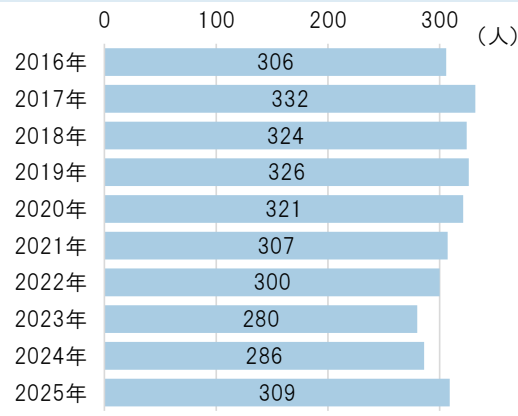
(6) 支援を必要とする人の状況

本市の障害者手帳所持者数は、いずれの区分も増加傾向にあります。



資料：桜川市。各年4月1日

本市の生活保護による被保護人員は、概ね300人程度となっています。

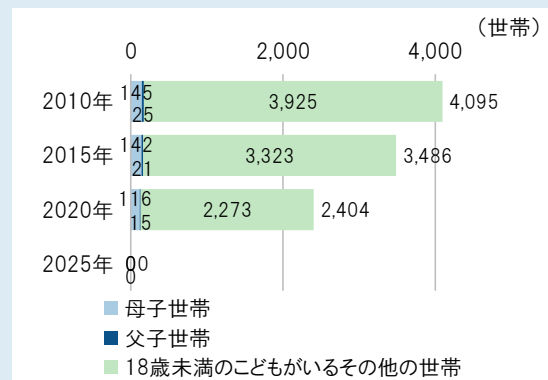


資料：茨城県。各年9月30日

※下記2項目は令和8年9月に最新のデータ(令和7年国勢調査)が公開される予定

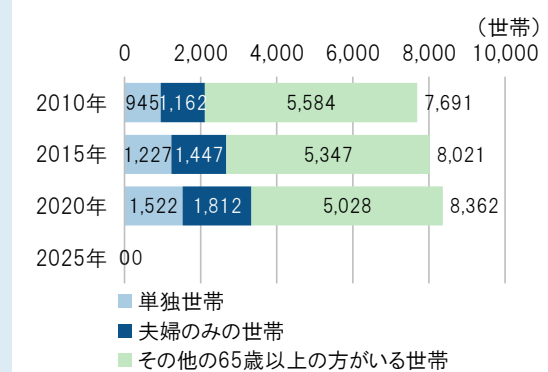
本市の18歳未満の子どもがいる世帯数は、平成12(2010)年から令和2(2020)年にかけて約4割減少しています。

このうち母子世帯・父子世帯が占める割合については、大きく変化していません。



資料：国勢調査

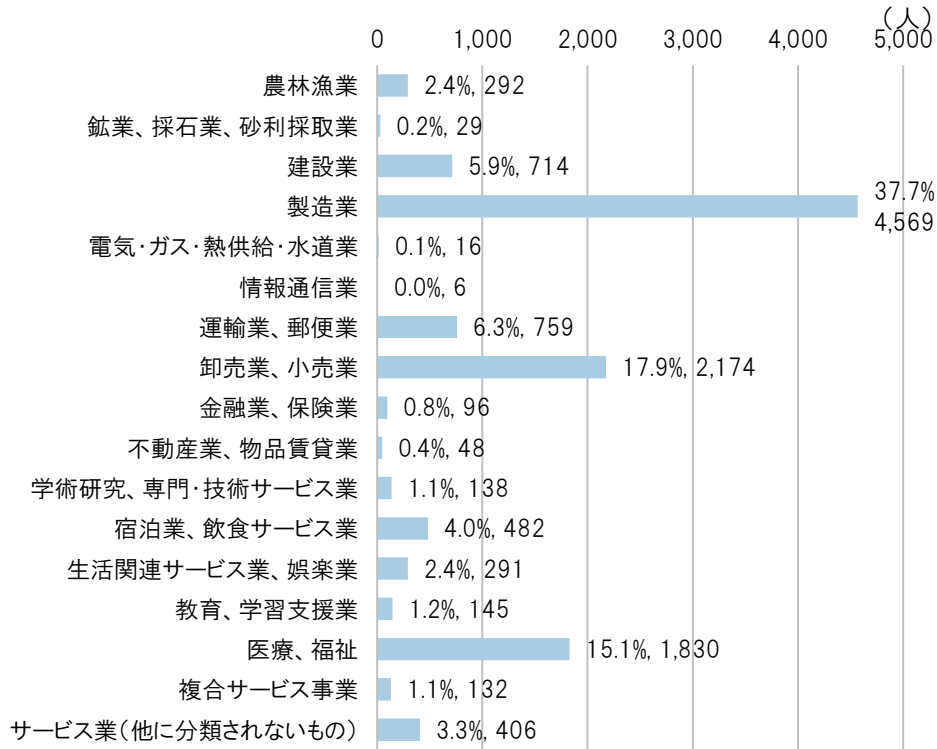
本市の高齢者世帯における状況をみると、特に単独世帯と夫婦のみ世帯が増加しています。



資料：国勢調査

(7) 産業の状況

本市における産業別の従業者数（事業所単位集計）をみると、「製造業」が4,569人（全産業の37.7%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が2,174人（17.9%）、「医療、福祉」が1,830人（15.1%）となっています。



産業別の従業者1人あたり売上について、茨城県平均の何倍であるかの特化係数を算出したところ、「農林漁業」においては県平均の1.40倍と高い特化を示す一方、「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊・飲食サービス業」では低位に留まっています。

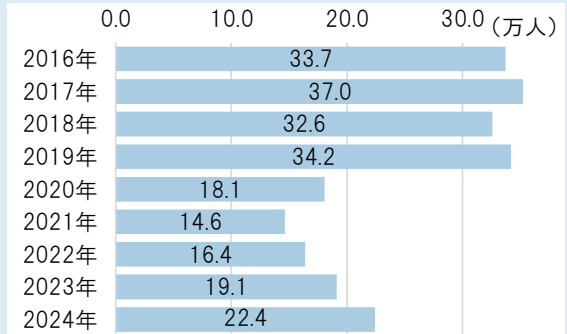
この指標は、業種構成や原材料費等の仕入れ構造に左右される売上高ベースの比較であり、必ずしも個々の事業者の付加価値額の低さを示すものではありません。しかし、近隣自治体との比較において、本市の基幹産業における労働生産性の向上や、高付加価値化への大きな伸び代を示唆するものだと思います。

市町	土浦	石岡	結城	下妻	笠間	つくば	筑西	桜川	小美玉	茨城町	城里	八千代
農林漁業	0.31	1.87	1.53	0.84	1.12	0.55	0.73	1.40	2.31	1.68	0.77	1.65
製造業	1.24	1.02	0.65	0.53	0.52	0.70	0.90	0.49	0.64	0.52	0.67	0.80
卸売業、小売業	1.24	0.94	0.83	0.98	0.66	1.05	0.90	0.62	1.16	1.36	0.44	1.05
宿泊業、飲食サービス業	0.97	0.84	1.18	1.07	1.06	1.04	0.96	0.68	0.86	0.93	0.71	0.96

資料：経済センサス（令和4年）

(8) 観光の状況

本市の観光入込客数は、令和元（2019）年以前は30万人台で推移していました。その後、新型コロナウイルス感染症流行の影響により大きく落ち込み、令和6（2024）年においてもコロナ禍前の水準には戻っていません。



2. 財政の見通し

(1) 財政状況

桜川市の財政状況については、歳入・歳出ともに依然として厳しい状況となっています。

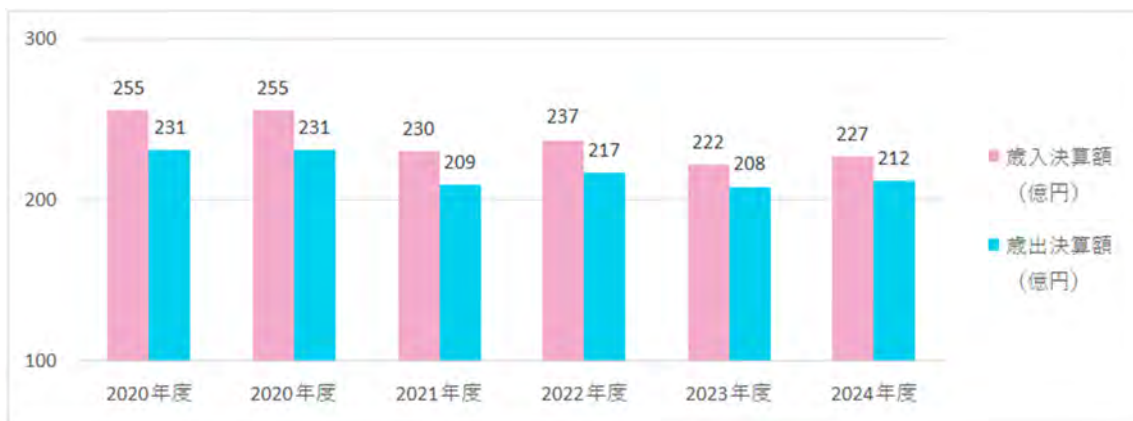
歳入面では、「第2編第2章1. 人口の見通し」にあるように人口（特に生産年齢人口）の減少が続き、市民税の増収を見込むことが困難であることから、今後ますます交付税に依存する財政運営となることが予想されています。

歳出面では、生活保護費に代表される扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う改修などの多額の経費増大が見込まれます。また、合併特例事業債を活用した上曽トンネル整備事業や複合施設建設事業、新庁舎建設事業などの大規模事業実施による借入の元利償還が本格化し、公債費が増加します。

今後、収支バランスを考慮した財政計画が必要となっています。

(2) 決算額の推移

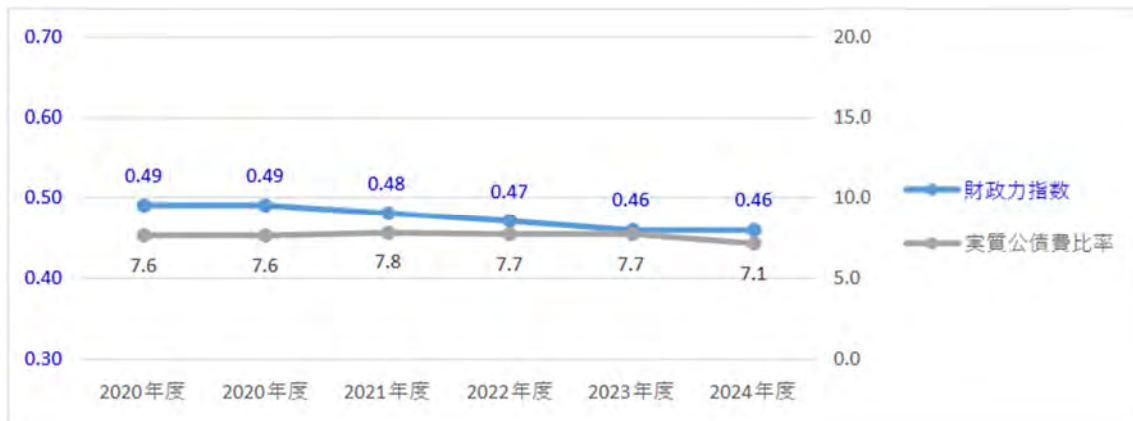
各年度の歳入歳出決算額については、合併特例事業に加え、特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症関係の臨時的経費があり、年度により増減がある状況です。



(3) 財政力指数などの推移

財政力指数は、人口（特に生産年齢人口）の伸びがなく、行政に係る需要額の減少もないことから、横ばいで推移しています。

また、実質公債費比率は、横ばいで推移していますが、令和6（2024）年度は普通交付税額の増加等により低下しました。今後は、合併特例事業債の元利償還金の額の増加等により、上昇することが見込まれます。



3. 各種調査からみる桜川市の課題と方向性

本計画の策定に向けて、第2次総合計画における施策評価・事務事業貢献度評価の振り返りや、市民・小中学生を対象とするアンケート調査を実施するとともに、これらの内容について令和7年度市民ワーキング会議において3回にわたる議論を重ね、市民目線で見た各分野における桜川市の地域資源や課題を取りまとめました。

各種調査の実施概要は、下記の通りです。

◇施策評価・事務事業貢献度評価

第2次総合計画における各施策の進捗及び、各施策に対する事務事業の貢献状況を調査するために、毎年度の評価を実施しています。本計画の策定に向けては、令和7（2025）年6月に令和6年度分評価を実施し、市民ワーキングにおける検討材料や、アンケート調査の設問設計に活用しました。

◇令和7年度市民ワーキング会議

幅広い世代の参画により市民目線で桜川市の課題や将来の目指す姿を議論し、計画策定へと活かしていくことを目的に、全3回にわたる「市民ワーキング会議」を開催しました。実施概要は、下記の通りです。

第1回「見つけよう！桜川市の幸せ・豊かさ」	令和7年12月6日	15名参加
第2回「想像しよう！10年後の理想の桜川市」	令和7年12月20日	14名参加
第3回「形にしよう！私たちのアクションプラン」	令和8年1月24日	10名参加

ワーキングにおいては、はじめに、参加者の皆さんが家や近所、地域で幸せ・豊かさを感じる場面を共有しました。そのうえで、政策分野ごとに「残していきたい幸せ・豊かさ」「新たに創り出していきたい幸せ・豊かさ」を検討し、その実現に向けた課題やアイデアを挙げました。

これらの内容については、15分野の「さくらがわレポート」として取りまとめました。本計画の検討においては、この15分野に沿って課題を整理し、体系の柱立てや施策の内容を検討することで、市民の意見を反映した計画策定を図っています。

レ ポ ー ト 一 覧	1 生涯学習・スポーツ	2 健康・医療	3 福祉（障がい者・高齢者など）
	4 コミュニティ・地域福祉・人権		5 公共交通
	6 子育て・子どもの権利・母子保健		7 教育・青少年健全育成
	8 暮らしのプロモーション		9 行財政・広報広聴
	10 産業（農林業・商工業など）		11 道路網・交通安全
	12 循環型社会・生活環境		13 消防・防災・防犯
	14 土地利用・住環境・上下水道		15 観光・文化財活用

◇まちづくり市民アンケート調査・小中学生アンケート調査

本市においては、各種施策の進捗や満足度を把握するために、毎年度「まちづくり市民アンケート調査」を実施してきました。また、本計画の策定に、市の将来を担うこどもたち本人の意見を活かしていくため、小中学生アンケート調査を実施しました。

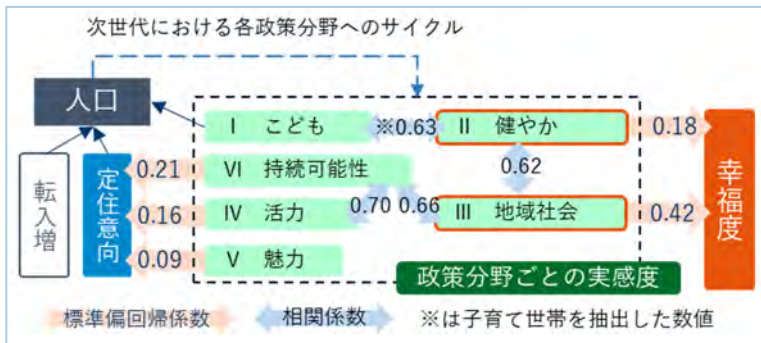
それぞれの令和7年度における実施状況は、下記の通りです。

	対象 / 配布数	期間	回収数/率
まちづくり市民アンケート調査	18歳以上79歳以下の市民より無作為抽出 /2,000名	令和7年 11月～12月	797件/ 39.9%
小中学生アンケート調査	市内公立小・中学校、義務教育学校に通う 児童（小学校5年生相当以上）・生徒全員/ 1,359名	令和7年 9月～10月	1,103件/ 81.2%

まちづくり市民アンケートにおいては、各施策の達成度を把握するとともに、幸福度や定住意向と各政策分野の実感度の関係性について調査・分析を行いました。

その結果をまとめたのが下図であり、「Ⅱ 健やか（福祉・健康等）」「Ⅲ 地域社会（コミュニティ・共助・公共交通等）」に関する実感が、幸福度への貢献度合いが高いことが分かりました。また、「Ⅵ 持続可能性（インフラ・安心・行財政等）」は「Ⅲ 地域社会」を介して幸福度への影響があることがわかりました。

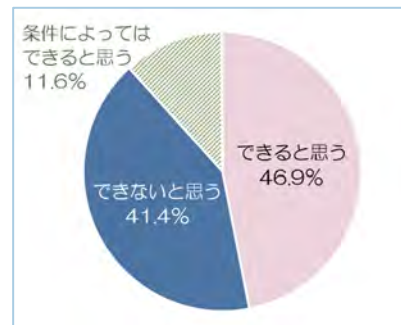
一方で、「Ⅰ こども」「Ⅳ 活力（産業・土地利用等）」「Ⅴ 魅力」も、定住意向や出生増による人口増加を介して次世代の幸福度向上につながるものと考えられます。特に「Ⅳ 活力」については実感度そのものの得点が低い項目があり、重点的に取り組むべき課題だと考えられます。こうした構造を踏まえながら、「人口」「幸福度」の両方にアプローチすることが必要だと考えられます。



標準偏回帰係数とは…

各分野の実感が、ターゲット（幸福度等）に対して、どの程度「直接的な影響力」を持っているかを数値化したものです。
-1 から+1 の範囲の値をとり、左記の0.42 は特に大きい影響力を示唆しています。

また、小中学生アンケートにおいては、桜川市の好きな所や幸福度の他、「将来の夢・やりたいことが桜川市に住んでいてできると思うか」を調査しました。右図の通り、「できると思う」は半数を下回っており、こどもたちの夢を叶えられるよう、活力ある地域づくりや、地域産業とこどもたちの接点づくりを進めることが求められています。



第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像

案1 活力ある地域にヤマザクラと幸せが咲くまち 桜川

案2 活力が芽吹き ヤマザクラと幸せが咲くまち 桜川

本市においては、平成29（2017）年に第2次総合計画を策定し、将来像を「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」と掲げ、4つの「ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト」に重点的に取り組むとともに、6つの政策の柱とそれに結び付く施策に沿って、総合的かつ計画的な市政運営を図ってきました。

また、令和4（2022）年には第2次総合計画基本計画を策定し、4つのプロジェクトを見直すとともに、持続可能な開発に向けた国際目標であるSDGsと整合を図ることで、持続可能な地域づくりに向けた行政運営を進めてきました。

一方で、社会情勢は急速に変化しており、人口減少や環境問題、産業、社会保障など、多くの分野で持続可能性の確保がより切実な課題となっています。本市においては、「桜川市ヤマザクラ保全活用計画」を平成31（2019）年に策定するなど、豊かな自然環境の保全・継承に向けた取組を進めています。

また、右肩上がりの経済成長から持続可能な地域づくりへの転換が進む中で、人々の価値観は「物質的な豊かさ」から、身体・精神・社会のすべてが満たされた状態である「こころの豊かさ（ウェルビーイング）」を重視する考え方が広がっています。

こうした中、本計画の策定に向けた調査分析によると、幸福度と、教育・福祉・産業・インフラ整備といった施策の実感度は互いに密接にかかわっていることが分かりました。その中でも、産業に関する実感度が特に低く、また市内のこどもにおいて将来桜川市内で働いているイメージを約4割が持てないなど、活力ある経済の創出が最大の課題だと考えられます。

そこで、本計画の計画期間である10年間における目標として「***」を掲げ、活力の創出が多分野に波及していく流れを作り出すことを目指します

2. 政策と施策の体系

	政策	施策	方向性	
リーディングプロジェクト・活力が芽吹くまち桜川	I こども	こどもたちが夢と希望を持って成長できるまちづくり		
		1	こどもと子育て世代の幸せの向上	子育て支援の充実と少子化対策の推進 ／母子保健の推進
		2	教育・青少年健全育成の充実	学校教育の充実／青少年の健全育成
	II 活力	豊かな経済を生み出す産業や基盤があるまちづくり		
		1	地域産業の振興	農林業の振興／商工業の振興
		2	道路網・交通安全の充実	交通安全対策の推進／道路網の整備
	III 魅力	桜川独自の魅力が人を惹きつけるまちづくり		
		1	観光・文化財活用の推進	文化財の保存活用／観光の振興
		2	地域と暮らしのプロモーション	シティープロモーションの推進
	リーディングプロジェクト・幸せが咲くまち桜川	IV 健やか	生きがいを持って健やかに暮らせるまちづくり	
1			健康・医療の充実	健康づくりの推進／地域医療体制の充実
2			生涯学習・スポーツの充実	生涯学習・芸術文化活動の推進／生涯スポーツ活動の振興
V 地域社会		地域とつながった暮らしを大切にするまちづくり		
		1	地域共生社会の実現	地域福祉の推進／市民協働のまちづくり ／人権尊重のまちづくり
		2	福祉支援の充実	障がい者福祉の充実／高齢者福祉の充実
VI 持続可能性		持続可能な環境・安全・行政のまちづくり		
		1	循環型社会・生活環境	廃棄物の抑制と適切な処理／生活環境の 保全と循環型社会の形成
		2	消防・防災・防犯	消防・防災対策の充実／防犯・消費生活 対策の推進
			3	行財政運営

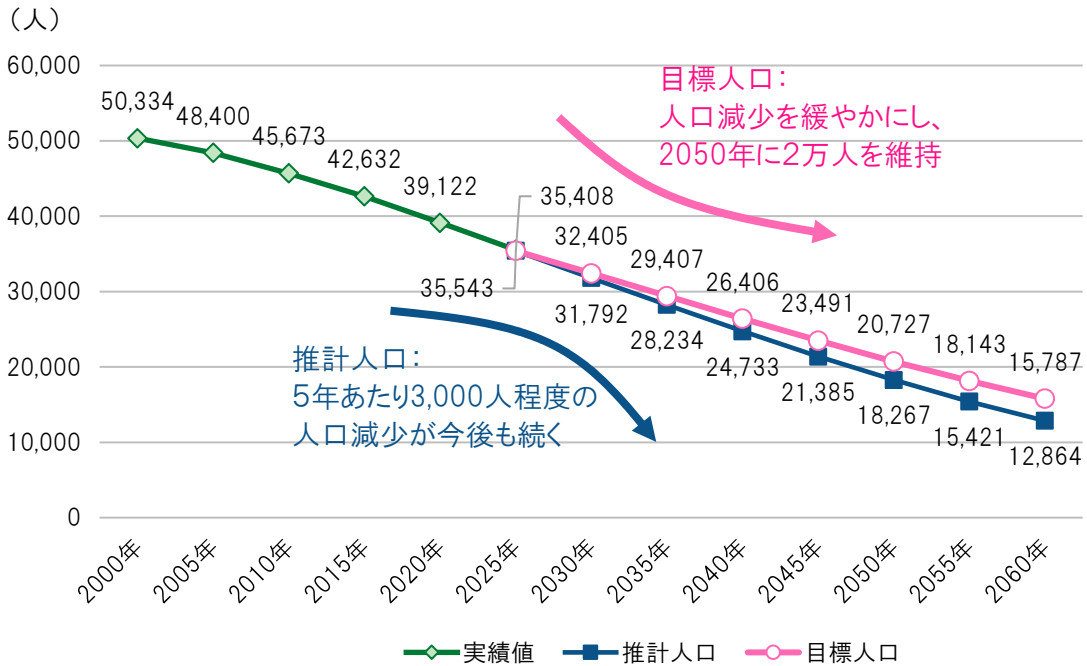
第2章 人口と土地利用の見通し

1. 人口の見通し

人口減少は本市最大の課題となっており、まちの活性化、地域コミュニティ、産業の担い手確保、安定的な行財政や社会保障の運営といった様々な面に悪影響を及ぼしています。

本市の人口構成は令和7（2025）年時点において、5歳区分で見て70～74歳の区分が最も多くなっており（P8参照）、少子高齢化が進んでいます。あわせて、若者の流出も進んでおり、これらの状況を踏まえて算出した推計人口によると、2035年には28,234人、2050年には18,267人となることを見込まれています。

こうした中、今後の本市の移住定住施策の進捗評価における目安として、目標人口を設定します。目標人口においては、移住定住施策の効果による若年層の流出超過幅の縮小と、合計特殊出生率の向上を見込み、2050年に20,000人以上（2035年に30,000人前後）と掲げます。



目標とする水準

2035年に30,000人前後、2050年に20,000人以上を堅持します。

目標人口の達成に必要な出生数と社会増減の水準をシミュレーション

推計条件	推計人口	①出生数 現状値の1.10をベースとして、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による推計値と同様のペースで1.16まで回復すると仮定します。	②社会増減（転入出） 直近4か年（令和3～6年）の人口移動の状況が、今後も続くと仮定します。
	目標人口	現状値の1.10から 2035年に1.34 （現状の茨城県全体値）を達成、 2060年に1.63 （社人研推計の高位仮定）を達成すると仮定します。	20～34歳について、 社会減少率を半分 にした値を移動率として設定します。その際、男女合計の値を用い、 男女での減少率を同水準 と見込みます。

出生数・社会増減の水準達成に向けて必要な取組を位置付け

目標人口を達成するための取組

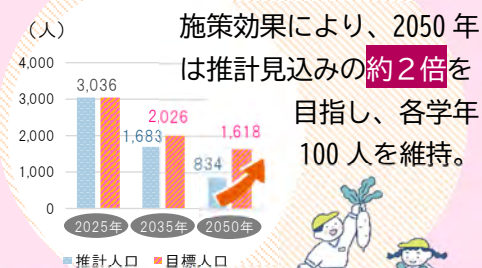
子育てしやすいまちづくりの推進により、周辺市町村と比べても低い合計特殊出生率の向上を図ります。

雇用の確保や住環境の改善により、**若者に選ばれるまちづくり**を進めます。また、特に女性の転出が多いことを踏まえ、**女性に選ばれる雇用や地域社会**があるまちを目指します。

これらの取組を、第3編 前期基本計画に位置付けます

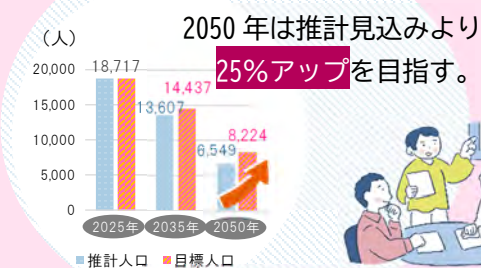
目標を達成した2050年の桜川市の姿

こども（0～14歳人口）



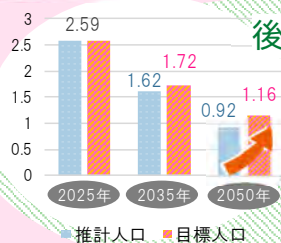
友だちいっぱいのおくらがわ

生産年齢人口（15～64歳人口）



豊かで活力ある桜川

後期高齢者1人当たりの生産年齢人口

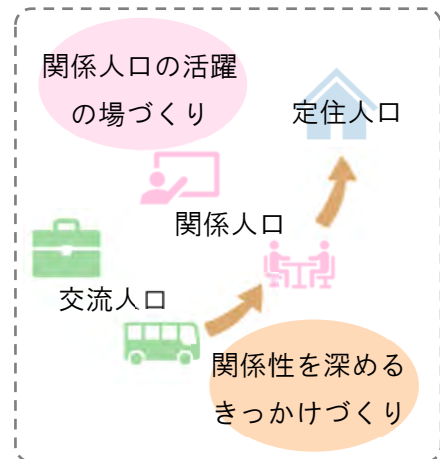


支え合いと安心が続く桜川

◇関係人口の創出

目標人口を達成するための取組とあわせて、全国的に人口減少が進む中で、定住人口と交流人口（単に旅行等で訪れる人口）の中間的な存在である「関係人口」の創出が求められています。

本市においては今後も人口減少が見込まれる中、その影響を最小限に抑えられるよう、経済の活性化により仕事で桜川市に関わる人口を増やすとともに、観光リピーターの創出や、地域で活躍しながら関係性を深められるきっかけづくり等に取り組むことで、関係人口の増加を目指します。



2. 土地利用の見通し

(1) 土地利用の現況と課題

本市は、関東平野の北東端に位置し、八溝山系の南端に当たる筑波山地に面しています。市域は、北の富谷山・高峯、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山へと連なる山々に囲まれ、平地のほぼ中央を市の名称の由来である利根川水系の一级河川「桜川」が南流しています。その沿岸には肥沃な農耕地帯が形成され、山々から採掘される良質な花崗岩は、近代以降における地域経済発展の礎となってきました。平坦地の街道沿いや山裾、河川沿いの微高地には、人々の居住の場として集落が形成され、交通の要衝では市街地へと発展しました。

このように、古くから自然地形を巧みに活かした土地利用が行われてきた結果、本市の土地利用構成は市域全体の79.9%を自然的土地利用が占め、都市的土地利用は20.1%に限られています。本格的な人口減少社会を迎え、宅地需要が低下するなかで、この基本構成は今後も継続していくことが見込まれる一方、空き家や耕作放棄地など管理不全地の増加が飛躍的に顕在化しており、大きな課題となっています。

区分	自然的土地利用（14,393ha／79.9%）				都市的土地利用（3,613ha／20.1%）						
	田	畑	山林・水面	原野荒地 牧野	住宅用地 併用住宅	商業用地	工業用地 運輸施設	ゴルフ場	太陽光 発電施設	道路用地 鉄道用地	その他
令和4年	3,139ha (17.4%)	1,867ha (10.4%)	8,106ha (45.0%)	1,281ha (7.1%)	1,346ha (7.5%)	115ha (0.6%)	275ha (1.5%)	318ha (1.8%)	253ha (1.4%)	696ha (3.9%)	611ha (3.4%)
平成27年	3,263ha (18.1%)	2,226ha (12.3%)	8,166ha (45.2%)	1,083ha (6.0%)	1,261ha (7.0%)	127ha (0.7%)	275ha (1.5%)	318ha (1.8%)	130ha (0.7%)	535ha (3.0%)	595ha (3.3%)

資料：都市計画基礎調査（平成27年調査は測地系が異なるため、合計値等に若干の差があります）

(2) 土地利用政策の動向

土地利用には、数多くの法規制が存在します。それらのなかでも特筆されるのが“線引き”と呼ばれる市街化区域と市街化調整区域との区分（都市計画法第7条第1項に規定する区域区分）です。桜川市では、昭和52(1977)年、都市計画法に基づき市域全体の約5%が市街化区域に、約95%が市街化調整区域にそれぞれ指定されました。市街化調整区域は、法律上“市街化を抑制すべき区域”とされており、都市的土地利用が制限されています。

一方で、本市では、市の人口の7割以上が市街化調整区域内に分布していることから、市街化調整区域の規制が地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化の要因の一つではないかと指摘されています。また、市域が区域区分の定められていない市町に隣接していることから、人口と産業の流出に拍車をかけていると指摘する声もあります。

区分	説明	面積（令和2年）	人口（令和2年）
市街化区域	都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域で、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）で構成される。	851ha (4.7%)	11,100人 (28.4%)
市街化調整区域	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化を抑制すべき区域について定める。	17,155ha (95.3%)	28,022人 (71.6%)

そこで、本市では、平成30(2018)年に「桜川市土地利用基本条例」を制定し、“土地利用の基本理念”を定めるとともに、平成31(2019)年には同条例に基づく土地利用基本計画と都市計画法に基づく都市計画マスタープランを組み合わせた「桜川市田園都市づくりマスタープラン」を策定しました。そして、平成31年(2019年)以降、同マスタープランに即して都市計画法に基づく地区計画制度を市街化調整区域内へと段階的に導入し、都市拠点の形成や産業の誘致、集落の維持・活性化を図るための制度的基盤を整備してきたところです。

人口減少に歯止めがかからない今日、土地利用政策に関しては、これまでの方向性を堅持し、計画的な土地利用の推進に努めつつも、法規制の更なる簡素・合理化に取り組んでいく必要があります。

(3) 土地利用基本構想

土地利用の現況と課題等を踏まえ、次のとおり土地利用基本構想を掲げます。

- ◎桜川市は、先人たちから受け継いだ“まち”とそれを包む豊かな自然とが織り成すこの原風景が、かけがえのない市民共有の財産であることを自覚し、これを守り、はぐくみ、その価値を一層高め、次世代へと住み継いでいくことを目指します。
- ◎そのために、土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。
- ◎都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努めます。

(4) ゾーニング別土地利用基本構想

市域全体を対象として、次のとおりゾーニング別土地利用基本構想を定めます。

① 複合産業誘導ゾーン

複合産業誘導ゾーンは、市街化区域のうち複合的な産業の用途に供されることを想定する地域とします。複合産業誘導ゾーンでは、複合的な産業の用途の導入を優先し、これを阻害するおそれのある土地利用の抑制を図ります。

② 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街化区域のうち現に住居、商業、業務その他の用途に供され、又は将来供されることを想定する地域とします。市街地ゾーンでは、現に形成されている住居、商業、業務その他の用途の環境の保護を優先し、工業の用途の抑制を図ります。

③ 工業生産ゾーン

工業生産ゾーンは、「市街化区域のうち現に工業の用途に供され、又は将来供されることを想定する地域」と「市街化調整区域のうち現に工業の用途に供されている地域」とします。工業生産ゾーンでは、現に形成されている工業の用途の環境の保護を優先し、住居の用途の抑制を図ります。

④ 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化調整区域のうち農業振興地域（自然共生ゾーンに係る地域を除く。）とします。農業振興ゾーンでは、農業上の土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。

農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域

⑤ 自然共生ゾーン

自然共生ゾーンは、市街化調整区域のうち自然公園地域、自然環境保全地域、保安林及び国有林に係る地域とします。自然共生ゾーンでは、自然的土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。ただし、自然的土地利用との調和を図りつつ、観光資源として活用する場合は、この限りではありません。

自然公園地域：自然公園法第20条第1項に規定する特別地域及び茨城県立自然公園条例第19条第1項に規定する特別地域

自然環境保全地域：茨城県自然環境保全条例第3条に規定する自然環境保全地域

保安林：森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林

国有林：国の所有に属する森林

(5) 拠点別土地利用基本構想

都市構造の拠点となる地域を対象として、次のとおり拠点別土地利用基本構想を定めます。
拠点別土地利用基本構想は、ゾーニング別土地利用基本構想に優先します。

①	桜川・筑西 I C周辺地区	◎将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的かつ段階的なインフラの整備と医療、福祉、商業その他の高次都市機能の集積を図り、市の中核となる新たな複合都市拠点の形成を推進します。
②	岩瀬市街地	◎市民の日常生活を支援する生活支援型の都市拠点として、引き続き、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、長期的かつ継続的なインフラの整備を図り、良好な住環境の形成に努めます。
③	羽黒市街地	◎生活支援型の都市拠点として、新たな生活支援機能の集約・確保に努めます。 ◎農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。
④	大和市街地	◎行政機能の集約した行政機能型の都市拠点として、現に集積している行政機能の維持・増進を図るとともに、新たな行政機能の集約・確保を図ります。 ◎農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。
⑤	真壁市街地	◎生活支援型の都市拠点として、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、計画的なインフラの整備を図り、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史資源を活かした風格のあるまちづくりを推進します。
⑥	工業団地・ 石材団地	◎つくば真壁工業団地と台山高森工業団地は、工業生産機能に特化した工業専用型の工業拠点として、現に集積している工業生産機能の維持・増進に努めます。 ◎南飯田地区、間中地区及び稲地区は、集落共生型の工業拠点として、現に形成されている住環境との調和を図りつつ、現に集積している工業生産機能の維持に努めます。 ◎真壁石材谷貝団地と真壁石材塙世団地は、工業専用型の工業拠点として、石材業の特性にふさわしい都市機能の維持・増進に努めます。
⑦	集落生活圏	◎人々の営みを通して農地や里地里山の保全などの役割を担う集落は、自然的土地利用が市域全体の79.9%を占める桜川市にとってなくてはならない存在です。また、自治的な共助機能を備えた地域コミュニティは、本格的な人口減少社会に対応し得る可能性を秘めた貴重な地域資産でもあります。 ◎本市は、市街化調整区域内の集落を次世代へと継承していくことを目指し、集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を積極的に支援します。 ◎なお、現に良好な住環境が形成されている郊外住宅地や公園など集落生活圏の一部を構成する地区では、それぞれの地区にふさわしい土地利用の形成又は転換に努めます。

◇ 桜川市土地利用基本構想図

